

納入調達品の含有化学物質に関する

非含有保証書

会社名: _____ 印

回答責任者: _____

貴社に納入する製品・部品・原材料等の生産工程において、貴社要求の化学物質の含有濃度が、下記のとおりであることを保証致します。

記

(1) 対象化学物質と閾値

No.	化学物質(群)名	規制条件(最大許容値)	主な法令
1	カドミウム及びその化合物	梱包材以外 意図の使用禁止かつ100ppm未満	改正RoHS指令
		梱包材 意図の使用禁止かつ合計値が100ppm未満	包装廃棄物指令
2	六価クロム化合物	梱包材以外 意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
		梱包材 意図の使用禁止かつ合計値が100ppm未満	包装廃棄物指令
3	鉛及びその化合物	梱包材以外 意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
		梱包材 意図の使用禁止かつ合計値が100ppm未満	包装廃棄物指令
4	水銀及びその化合物	梱包材以外 意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
		梱包材 意図の使用禁止かつ合計値が100ppm未満	包装廃棄物指令
5	ポリ臭化ジフェニール類(PBB類)	意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
6	ポリ臭化ジフェニールエーテル類(PBDE類)	意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
9	フタル酸ジブチル(DBP)	意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	意図の使用禁止かつ1000ppm未満	改正RoHS指令
11	ビス(トリブチルスズ)=オキソド(TBTO)	意図の使用禁止	REACH規則
12	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図の使用禁止	POPs規則 REACH規則
13	短鎖塩化パラフィン類(C10-C13)	意図の使用禁止	POPs規則 REACH規則
14	アスベスト類	意図の使用禁止	REACH規則
15	一部の芳香族アミンを生成する アゾ染料・顔料	意図の使用禁止かつ30ppm未満	REACH規則
16	トリブチルスズ類(TBT類) トリフェニルスズ類(TPT類)	意図の使用禁止	REACH規則
17	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数が2以上)	意図の使用禁止	POPs規則
18	オゾン層破壊物質	意図の使用禁止	POPs規則 日米欧各国法 モントリオール議定書

閾値は、意図的かどうかに関わらず、製品に含有した場合の許容値で、機械的に分離できない均質な材料からなる部位毎に定める。

(2) 別紙 グリーン調達 調査表に基づきます。

本件における弊社担当窓口 : 購買部 調達課

TEL : 0268-63-0001

E-mail : tyoutatsu@kotohira.co.jp